

雇児発第0330010号
平成16年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「保育所運営費の経理等について」の一部改正について

都市部を中心に存在する保育所待機児童の解消や多様化する保育需要への対応などが課題となっている中、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において保育所の運営費補助の剰余金に係る会計処理の柔軟化を実施することとされていること等を踏まえ、関係通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、市町村、保育所関係者等に周知徹底方をお願いします。

記

- 1 1の（4）中「「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施第39号）中「2 運営費等の本部会計への繰入れについて」に」を「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号）において、1の（4）についてのみ要件を満たさない法人について」に改める。
- 2 1の（4）の次に次を加える。
 - （5）（4）に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サー

ビスの質の向上に関する下記の①から③までの要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費の充当、各積立預金のそれぞれの積立目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（（4）の民改費相当額分を含む。）まで、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第13項に規定する子育て短期支援事業並びに児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第130号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第21条の19に規定する事業）に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から当該経理区分へ繰り入れ支出すること。

- ① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表（以下「財務諸表」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ② 「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）に基づき、（5）に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。この場合、原則として弾力運用を行う前1年以内に第三者評価の受審・公表を行うとともに、弾力運用を行った後、原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。
- ③ ②により難しい場合は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。この場合、弾力運用を行った後、原則として3年以内に、第三者評価の受審・公表を行うこと。

3 2中「他の保育所」の次に「及び1の（5）により同一の設置者が実施する子育て支援事業」を加える。

4 4の（2）中「別表3」を「別表4」に改め、「③」を「④」とし、「②」を「③」とし、①の次に「②1の（5）による別表2及び別表3の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合」を加える。

5 「別表3」を「別表4」とし、別表2の次に次を加える。

別表3

1. 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）

2. 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還

6 4の（4）中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

7 この通知は次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から適用する。

（1）本通知1の（5）による別表2の3に規定する積立のための支出 公布の日（平成15年度決算から適用）

（2）（1）以外の規定 平成16年4月1日

改正後

児 発 第 2 9 9 号
平成12年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省児童家庭局長

保育所運営費の経理等について

保育制度については、平成10年4月施行の改正児童福祉法によって、入所方式が措置制度から利用者による選択利用方式とされ、需要に即した保育サービスの提供が利用者の選択によっても促進される仕組みとされたほか、都市部における待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところである。こうした状況に対応していくためには、地域の動向に配慮しながら、保育サービスの量の拡大及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、今般、保育所運営費の経理について、下記のとおりのお取り扱いを行うこととし、平成12年度分の運営費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各保育所に対し、周知徹底方をお願いします。

本通知に定める運営費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「4. 運営費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

記

1 運営費の使途範囲

- (1) 保育所運営費（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）第1の1に規定する運

営費をいう。以下単に「運営費」という。)のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分に関わらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されていること。
- ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号本職通知「保育所保育指針について」をいう。）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

- ①人件費積立預金（人件費の類に属する経費に係る積立預金）
- ②修繕積立預金（建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金）
- ③備品等購入積立預金（業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金）

(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立預金への積立支出に加え、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立預金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

(5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③までの要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費の充当、各積立預金のそれぞれの積立目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内((4)の民改費相当額分を含む。)まで、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第13項に規定する子育て短期支援事業並びに児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第130号)による改正後の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第21条の19に規定する事業)に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から当該経理区分へ繰り入れ支出すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表

(以下「財務諸表」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

- ② 「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)に基づき、(5)に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価(以下「第三者評価」という。)を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。この場合、原則として弾力運用を行う前1年以内に第三者評価の受審・公表を行うとともに、弾力運用を行った後、原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。
- ③ ②により難しい場合は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。この場合、弾力運用を行った後、原則として3年以内に、第三者評価の受審・公表を行うこと。

2 積立預金及び当期末支払資金残高の取扱い

各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。また、「保育所施設・設備整備積立金」を同一の設置者が設置する他の保育所及び1の(5)により同一の設置者が実施する子育て支援事業の施設・設備に充てようとする場合においても、同様であること。

なお、当期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る経理区分の経常収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

3 運営費の管理・運用

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 保育所以外の施設に係る経理区分又は収益事業等の他の事業に対する運営費の貸付は、年度内に精算する場合も含め認められないこと。

4 運営費の経理に係る指導監督

運営費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

- (1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1. 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。
- (2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合については、別表4の収支計算分析表の提出を求め、「1. 運営費の使途範囲」から「3. 運営費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1. 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。
- ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合
 - ② 1の(5)による別表2及び別表3の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合
 - ③ 保育所に係る経理区分から、「1. 運営費の使途範囲」から「3. 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合。
 - ④ 運営費に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理区分の経常収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合
- (3) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。
- (4) 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。
- この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

5 その他

本通知中に示した用途等に係る取扱いは、運営費について適用されるものであり、運営費以外の収入については適用されないものであること。

なお、運営費以外の収入のうち、厚生省の所管する補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

別表 1

1. 「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号。以下「児発第247号通知」という。）に定める延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業並びにこれらと同様の事業と認められるもの
2. 児発第247号通知に定める一時保育促進基盤整備事業又はこれと同様の事業と認められるもの
3. 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
4. 児発第247号通知に定める地域子育て支援センター事業又はこれと同様の事業と認められるもの
5. 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
6. 児発第247号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
7. 児発第247号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
8. 「乳幼児健康支援一時預り事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号）に定める乳幼児健康支援一時預り事業又はこれと同様の事業と認められるもの
9. 児発第247号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表 2

1. 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所を営する事業に必要なものに限る。以下 2. 及び 3. において同じ。）
2. 保育所の土地又は建物の賃借料
3. 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
4. 保育所を営する事業に係る租税公課

別表3

1. 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
2. 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還

(別表4)

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引額△不 足額 ①-②
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1. 保育所運営費収入(民費加算分を除く。)		1 2. 人件費支出		
(1) 人件費(民費加算分を除く。)		(1) 職員俸給		
(2) 管理費(民費加算分を除く。)		(2) 職員諸手当		
(3) 事業費		(3) 非常勤職員給与		
2. 私的契約利用料収入		(4) 退職共済掛金		
3. 国庫補助事業に係る経常経費補助金収入		(5) 法定福利費		
4. 人件費積立預金取崩収入		1 3. 事務費支出		
5. 修繕費積立預金取崩収入		(1) 福利厚生費		
6. 備品等購入積立預金取崩収入		(2) 旅費交通費		
		(3) 研修費		
		(4) 消耗品費		
		(5) 器具什器費		
		(6) 印刷製本費		
		(7) 水道光熱費		
		(8) 燃料費		
		(9) 修繕費		
		(10) 通信運搬費		
		(11) 会議費		
		(12) 広報費		
		(13) 業務委託費		
		(14) 手数料		
		(15) 損害保険料		
		(16) 賃借料		
		(17) 雑費		
		14. 事業費支出		
		(1) 給食費		
		(2) 保健衛生費		
		(3) 保育材料費		
		(4) 水道光熱費		
		(5) 燃料費		
		(6) 消耗品費		
		(7) 器具什器費		
		(8) 賃借料		
		(9) 雑費		
		15. 人件費積立預金積立支出		
		16. 修繕費積立預金積立支出		
		17. 備品等購入積立預金積立支出		
7. 当期資金収支差額合計(欠損金)		18. 当期資金収支差額合計		
1から7までの小計		12から18までの小計		
8. 保育所運営費収入のうち民費加算分		19. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
9. 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		20. 土地・建物賃借料		
10. 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		21. 19及び20の経費に係る借入金利息支出		
11. 19及び20の経費に係る積立預金取崩収入		22. 19及び20の経費に係る借入金償還支出		
		23. 19及び20の経費に係る積立預金積立支出		
		24. 租税公課		
8から11までの小計		19から24までの小計		
合計		合計		

* 12から24の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。